

新宿区歌舞伎町ビル火災

東京理科大学総合研究院 教授 関澤 愛



1. はじめに

2001年9月1日（土）の深夜に東京都新宿区歌舞伎町の明星（みょうじょう）56ビルで発生した火災（以下本稿では「歌舞伎町ビル火災」）は、出火階である3階以上にいた在館者47名のほとんどが死亡する（死者44名、傷者3名）という大惨事となった。ビル火災の死者数としては、1972年の千日デパート火災（118名）、1973年の大洋デパート火災（104名）、1980年の川治プリンスホテル火災（45名）に次ぐ、戦後4番目に多い犠牲者を出した火災である。

火災となった建物は、非常に間口の狭い建物（間口約5.1m、奥行き約16.0m）で繁華街によく見られる典型的な小規模雑居ビルであり、そのビルの規模に比してきわめて多数の死者を出したことが社会に大きな衝撃を与えた。また、この火災は、1974年に実施された消防法の改正以来の、実に28年ぶりの火災予防制度の充実強化を目的とした消防法改正（2002年4月）につながる契機ともなった。

本稿では、公表されている消防関係の報告書¹⁾²⁾³⁾や資料⁴⁾、日本火災学会の記事⁵⁾などを基に、火災の概要および在館者の対応行動について整理を行った。

2. 出火建物の概要と防火管理の実態

2.1 出火建物の概要

- ・住所：東京都新宿区歌舞伎町1丁目18番4号 明星56ビル
- ・階層および構造：地上5階/地下2階、耐火建築物（鉄骨造）
※階段は屋内階段1箇所（各階踊り場はエレベーターロビー兼用）
- ・面積：建築面積83㎡、延床面積516㎡
- ・用途：複合用途（デパート、スーパー、キャバレー、事務所など）

2.2 各階の用途と管理実態

火災のあった明星56ビルは、風俗店、ゲーム店、クラブが混在した雑居ビルであり、それぞれの店の経営者も異なり、一括した防火管理は行われていなかった。表1は各階の用途、火災時の営業状況、在館者数および死傷者数等を示したものである。防火管理者の選任は地下2階「NEW CLUB RAIN」と3階「一休」のみ行われていた。自衛消防訓練もこの2つのテナントでのみ2000年2月に総合訓練を1回行っているだけであった。なお、消防計画はすべてのテナントで未作成・未届であった。

確認申請時の建築基準法上の各階用途は店舗として建築確認されているため、屋内避難階段の設置は1箇所ですべて適合していた。しかし、3階、4階の用途が「キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー」の用途に該当する場合には、建築基準法施行令第121条で「2以上の直通避難階段の設置、又は屋外避難階段又は特別避難階段を設置し、かつ避難上有効なバルコ

二一等の設置」が定められている。火災時の建物の条件では、4階「スーパールーズ」は一般的な「店舗」よりも上記の規制がかかる用途に該当すると考えられ、本来ならば2以上の避難階段の設置が必要であった。避難器具についても、4階に緩降機が1箇所のみあるだけで、設置の必要のある3階にはなかった。また、このほか、表2に示す平成11（1999）年10月の消防査察時の建物使用状況と指摘事項にみられるように、この建物には数々の消防法令違反があった。とくに、自動火災報知設備のベルが停止されていた可能性が高いこと等により、火災の発見が遅れ、初期消火、通報、避難誘導等の初期対応を的確に行うことができなかったことは重要な問題点である。

表1 各階の用途及び死傷者数などの概要²⁾ (()内は死者数、[]内は負傷者数)

階数	店名	消防法上の用途	火災時の営業状況	火災時の客数	火災時の従業員数	火災時の在館者数
5	ナイトイギャラリー事務所	その他の事務所	---	---	0	0
4	クラブ「スーパールーズ」	飲食店	営業中	11 (11)	16 (16)	27 (27)
3	ゲーム喫茶「一休」	遊技場	営業中	15 (15)	5 (2) [3]	20 (17) [3]
2	クラブ「セクハラクリニック」	その他の事務所	営業外	0	3	3
1	情報誌店「ナイトイギャラリー」	その他の事務所	営業中	0	2	2
地下1階	ゲーム店「パラダイスクイーン」	遊技場	営業外	0	0	0
地下2階	クラブ「NEW CLUB RAIN」	飲食店	営業中	15	15	30
合計				41 (26)	41 (18) [3]	82 (44) [3]

表2 平成11年10月の新宿消防署査察時の建物使用状況と指摘事項等²⁾

建物概要	指摘事項	改修確認
1. 建物用途 複合用途 2. 各階の用途 地下2階 飲食店 地下1階 飲食店(遊技場) 1階 その他の事業所 2階 その他の事業所 3階 遊技場 4階 飲食店 ※地下1階は査察後、用途変更。 ()内は平成13年9月1日現在の用途	○消防法関連 1. 防火管理者未選任 2. 消防計画未作成 3. 避難障害(3階から4階階段室の商品存置) 4. 消火・避難訓練未実施 5. 点検未実施・未報告 6. 自動火災報知設備、感知器未警戒(3階 厨房、店舗、事務所) 7. 避難器具未設置(3階) 8. 誘導灯不点灯(2階の避難口誘導灯) ○建築法令関係 主要構造部の構造不適(屋上増築部分)	・改修計画の報告なし ・改修状況 防火管理者選任及び訓練実施 (平成12年2月3日) 1. NEW CLUB RAIN (B2) 2. 一休(3F) 他のテナントは選任なし

2.3 3階・4階の平面図

図1に、明星56ビルで死傷者が発生した3、4階の平面図を示す。3階はエレベーター横の入り口から入り、右手に会計を見ながら奥に進むとマージャンゲーム機が並べられている。さらにその奥に厨房があった。4階は、エレベーターホール横の入り口から入ると正面にバーカウンターがある。右手には受付があり、その横に更衣室があった。バーカウンターの横を通って奥に入っていくと、接客用のソファーが並べられていた。

3階、4階の階段室とテナント側の店との間には煙感知器連動自動閉鎖式(常時は開放)の防火戸があったが、実際には階段内の物品放置等の理由により閉鎖しなかったと考えられ

ターで行われていた。

3階には、表通り側に非常用進入口、厨房になっている裏側と側面には排煙口となっている窓が2つあった。4階の表通り側には非常用進入口と、避難器具（緩降機）が設置されていた。裏側と側面には排煙口があったが、これらの排煙口の室内側には化粧用の目隠しのため内装材がはめこまれ、内側からは開けられない構造になっていた。また、表通り側の壁面全体はシート状の広告によって覆われていた。

3. 火災の概要

3.1 火災の概要

- (1) 出火日時：2001年9月1日（時刻不明）
- (2) 覚知時間：同上 午前1時01分(119番通報)
- (3) 鎮圧時間：同上 午前5時36分
- (4) 鎮火時間：同上 午前6時44分
- (5) 出火原因：出火場所は3階階段室踊り場付近（図1の3階）と考えられ、出火原因は放火と推定されるが未解明である。
- (6) 焼損程度：半焼、焼損床面積 160㎡（3、4階が80㎡ずつ焼損）
- (7) 死 傷 者：死者44名（男32名、女12名）、傷者3名（男3名）

3.2 火災発見時の状況

最初に火災を発見したのは3階テナントの店長である。店長は店の奥の調理場にいる時に煙の臭いに気付き、約10m離れた出入口の方を見たときドアのすき間から黒い煙が入り込んできたのを見つけた。彼は「エレベーターホールで誰かたばこでも吸っているのか」と思い入口に向かい、ドアを開けた瞬間に黒い煙が店内に流れ込んできた。

また、店の従業員の証言によれば、煙が入ってきた時、真っ黒い煙が天井から下りてきて何秒もしないうちに店内は煙が充満したとのことである。店長が彼に「バケツに水をくんでこい」と叫んだ時には、もう消火できる状況ではなかったと語っている。これらの証言により扉を開けた時、階段室には既に濃い煙が充満していたと考えられる。一方、4階のテナントの入り口はガラスの自動引き戸であったといわれており出火時には開放あるいはすぐに開放の状態になったと考えられ、3階への煙の侵入とさして時間が違わないうちに煙が4階の店内にも侵入したものと推察される。

4. 3階・4階における在館者の対応行動

3階、4階の火災時の在館者の対応行動について、日本火災学会の「火災時の避難行動専門委員会」の記事⁵⁾を参考に整理した。なお、2階より下の階の客や従業員は、火災の騒ぎを知って避難をしたが、出火箇所である3階より下であったために火災の影響をあまり受けずに避難することができたものと考えられる。

(1) 火災前の状況

死傷者の発生した3階、4階は営業中で金曜日の夜ということもありほぼ満員の状態であった。1階、地下2階も営業中であった。3階はマーチャンゲーム店であり、ほとんどの客がゲームに集中して、異変に気づきにくい状況であったと推定される。また、4階の用途は飲食店であるが、いわゆるスナック的な店舗形態で、女性の接待でアルコールを提供する

店であった。午前1時という出火時間帯を考えると客はかなり酔っていた状態であったと推定される。

(2) 火災時の避難状況

3階の店長は火災に気づいた後、すさまじい勢いで押し寄せてきた煙から逃れるため、3階事務所の窓（表通り側）から飛び降りている。3階で助かった従業員の2名は普段から厨房で作業をしており、厨房内にある窓の存在を認識していて、そこから避難したものと考えられる。これらの3名は3階から飛び降りたために負傷はしているが命に別状はなかった。一方、逃げ後れた17名の従業員と客は店の奥に集中して倒れていた。これはドアから侵入してくる煙とは反対方向の店の奥のほうへ逃げようとしたためと考えられる。

4階には、11名の客と16名の従業員の合計27名がいたが全員が死亡した。死因が一酸化炭素中毒であったため、当初マスコミ報道などでは煙が入って間もなく意識不明となり死亡したのではないかと推定されていた。しかし、その後に得られた情報から、0時55分から1時07分までの少なくとも12分間、店内にいた複数の従業員から119番通報の依頼（無線により外部にいる客引きに依頼）や119番通報が計5件入り、その間は生存していたことが判明している。この12分間という時間は、火元となった避難階段以外に何らかの避難手段を利用することができれば、十分避難することが可能な時間であったと考えられ、2方向避難の確保がいかに重要であるかを物語っている。

4階には、実際には、表通り側に非常用進入口と避難器具（緩降機）、裏側には排煙口があった。しかし、裏側の排煙口は内装材によりふさがれていたため避難には使用できなかった。唯一残った表通り側の非常用進入口と避難器具の存在を従業員は認識していなかったのか、この避難器具は使用されていない。

4階では、客や従業員らが入り口付近から奥にかけてフロア全体に倒れていた。これは避難経路である階段が使用不可能であったのと、表通り側の非常用進入口や避難器具を認識していなかったため、従業員、客とも階段室から入ってくる煙に巻かれるままになり、その場でうずくまっている間に一酸化炭素中毒で死亡したのではないかと考えられる。

5. 火災の教訓を踏まえた消防法の改正と雑居ビル防火対策について

歌舞伎町ビル火災によって顕在化した課題を踏まえて、小規模雑居ビルにおける防火対策を推進するために、総務省消防庁は消防機関による違反是正の徹底、防火対象物の関係者による防火管理の徹底、及び避難・安全基準の強化を図ることを目的として、1974年に実施された消防法の改正以来といわれる大幅な消防法改正を2002年4月（同年10月施行）に行った。その改正によって実施された防火対策の強化の主なポイントは以下のとおりである⁴⁾。

(1) 火災の早期発見・報知対策の強化

自動火災報知設備の設置対象を、防火対象物別表（16）項イについて従来の延べ床面積500㎡以上から300㎡以上に範囲拡大するとともに、直通階段が1の特定防火対象物については再鳴動機能付の自動火災報知設備に改修することを義務付けた。

(2) 違反是正の徹底

消防機関による立ち入り検査の時間制限を廃止して全ての時間帯で実施できるようにし、措置命令、使用禁止命令等の発動要件の明確化も図った。また、物件の除去等一定の措置命令を行い得る主体を、従来の消防長又は消防署長から消防吏員に拡大するとともに、検査時

に現場で措置命令を行えるようにした。さらに、措置命令等を発した場合の公示についても義務付けた。

(3) 避難・安全基準の強化

二方向避難の確保（建築基準法関係）や、簡単な操作で連続的に避難可能な避難器具の設置を義務付けたほか、階段や防火戸等の付近に避難の支障になる物品が放置されないよう物件存置の禁止について法的位置づけを明確化した。

(4) 罰則の強化・関係機関との連携強化

全ての防火対象物に対して、措置命令等違反に対する罰則の引き上げを行った。違反者罰則については、懲役1年以下・罰金50万円以下であったものを、改正後は最高懲役3年以下・罰金300万円以下とした。また、法人罰則については、従来、罰金50万円以下であったものを改正後は最高罰金1億円以下とした。

(5) 防火管理の徹底

防火管理の徹底を図るため、有資格者による防火管理業務等に関する定期点検報告制度を導入するとともに、法令を厳守している防火対象物については定期点検報告義務免除の認定を行うとともに、点検済表示、認定表示制度の導入を行った。

上記の小規模雑居ビルにおける防火対策は、消防機関の立入検査を強化することにより、小規模雑居ビル関係者の自主的な是正を促し防火意識が高まることを期待したものである。しかしながら、東京消防庁が歌舞伎町ビル火災の直後に実施した一斉立入検査と、その9年後の2010年に行った雑居ビルの緊急一斉立入検査結果の比較によると、避難障害や消防用設備等のハード面の違反は減少するという一定の効果はあったものの、店舗の所有者、テナントの頻繁な無届けの交替や用途変更、模様替え、あるいは消防計画や防火管理体制の不整備など防火管理関係の違反は依然高い値となっていることが明らかになった。

この現状を踏まえると、消防機関が違反是正の徹底や防火指導を引き続き辛抱強く行うことはもちろん重要であるが、所有者、テナントに法令遵守の姿勢がみられない場合などには、消防機関による防火査察や指導の強化だけではおのずと限界もある。防火対象物側の関係者の防火管理の徹底と責任はもちろん重要であるが、こうした雑居ビルを利用する側においても、建物や店を選ぶ際に自ら避難経路の位置やその安全性を確認することが求められるのではなかろうか。「君子危うきに近寄らず」の格言にもあるとおり、利用者の側によるこうした安全の面からみた飲食店の評価・選択が、やがては危険な店舗、建物を自然淘汰していく役割を果たすものと筆者は考える。

【参考文献】

- 1) 総務省消防庁：新宿区歌舞伎町ビル火災の概要（第15報），2001.9.
- 2) 東京消防庁：新宿区歌舞伎町ビル火災概要，2001.10.
- 3) 消防研究所：小規模雑居ビル火災をめぐる問題と防火安全対策，第6回消防防災研究講演会資料，2003.1.
- 4) 消防審議会：小規模雑居ビルの防火安全対策に関する答申（資料2），2001.12.
- 5) 日本火災学会「火災時の避難行動専門委員会」：マスコミ情報などから推定した歌舞伎町雑居ビル火災の在館者の対応行動，火災（日本火災学会誌），259号，Vol.52，No.4，pp.66-72,2002.8.